



こころの いずみへ

どうわもんだい かいけつ む
同和問題の解決に向けて

はじめに



平成13年（2001年）4月に施行された「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」の前文には、「私たち滋賀県民は、21世紀の初頭に当たり、人権が尊重される社会づくりを進めるために不断の努力を続けていくことを決意し、この条例を制定する。」と明記しています。

私たち一人ひとり、様々な個性をもったかけがえのない存在であり、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、年齢、障害、疾病等により人権の享有を妨げられることなく、個人として尊重されなければなりません。

しかしながら、こうした人権尊重の理念がすべての県民に十分に浸透しているとはいえない状況にあります。また、今日においても、性的指向や性自認に関する課題や外国人等に対するヘイトスピーチが大きな社会問題となるなど、人権をめぐる状況は複雑化・多様化しています。

そのなかでも同和問題は、同和地区や被差別部落などと呼ばれる地域の出身であることを理由に、日常生活のうえで様々な差別を受けるという深刻な問題です。

平成28年（2016年）12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消推進法」という。）が施行されました。

この法律は、差別発言等の事象が発生するなど、現在もなお部落差別が存在するともに、インターネット上で差別を助長するような書き込みが行われるなど、情報化の進展に伴って差別の状況に変化が生じていることも踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

私たちは、誰であろうと親や生まれる場所を選ぶことはできません。

本人に責任のないことで差別をされることはおかしいと思いませんか。

人間としての尊厳が保障され、すべての人の人権が尊重される社会をつくりあげることは、私たちみんなの願いであり、また責務です。

そして、私たち一人ひとりの行動が、21世紀を真の人権の世紀にするための大きな鍵なのです。

この冊子をご活用いただき、同和問題を正しく理解・認識し、差別をなくす行動につなげていただければ幸いです。

目 次

同和問題とは	1
事例に学ぶ	
・ インターネット上の差別書き込み	3
・ 同和地区の問い合わせ	5
・ 身元調査	7
・ 差別発言・差別落書き	9
同和問題の解決に向けて	11
えせ同和行為	13
同和問題の解決に向けた取り組みから得た財産	14
関係法令など	15



《ジンケンダー》とは？

「ジンケンダー」は、滋賀県の人権啓発キャラクターとして、平成23年(2011年)に生まれました。ジンケンダーは自分のことを「ぼく」と呼びますが、性別はわかりません。また、ジンケンダーはいわゆる「戦隊モノ」ではありません。

ジンケンダーは、みなさんの人権を守るために、日々活動しています。ジンケンダーは、困っている人がいたら助けようとし、目の前に問題が起こっていると何とか解決しようとしてくれます。でも、なかなかうまくいかずにつっこけたりします。しかし、いつも周りの人がそれを見て助けてくれて、最後は問題が解決に向かいます。ジンケンダーはいつも、人権の大切さをみなさんに知ってほしいと思っています。

どう わ もん だい 同和問題とは

日本固有の人権問題である同和問題は、同和地区・被差別部落などと呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を反対されたり、就職や日常生活のうえで様々な差別を受けるという問題です。

この問題は、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分的差別による差別意識が、現代社会にいまだに残っているために起きています。

昭和22年（1947年）に施行された「日本国憲法」は、基本的人権の尊重を掲げており、第14条で「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と定めています。

また、昭和23年（1948年）に国際連合が採択した「世界人権宣言」にも、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とうたわれています。

新憲法の下での新しい一歩でしたが、同和地区・被差別部落などと呼ばれる地域では、依然として劣悪な生活環境が改善されなかったことから、昭和40年（1965年）の同和対策審議会答申において、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題である。（中略）その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」とされました。

これを踏まえて、昭和44年（1969年）に「同和对策事業特別措置法」が施行され、平成13年（2001年）度まで特別法に基づく各種事業が実施され、同和地区の住宅や道路などの物的な生活環境は大きく改善されました。

その後も、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」により人権尊重の理念の普及と国民理解の促進に取り組んできましたが、現在もなお部落差別が存在し、これを解消することが重要な課題であるとの認識のもと、平成28年（2016年）12月に部落差別解消推進法が施行されました。



考えて みましょう



問1 差別とは？

答1 誤った知識や偏見、根拠のないことなどにより正当な理由もなく、不利益を強制することや不平等な扱いをすることが差別です。

同和問題について正しく理解していないと差別発言などとなって表面化します。

問2 どのような差別があるのですか？

答2 最近でも、次のような差別があります。

- ・ インターネット上の差別書き込み → 詳しくは 3ページ へ
- ・ 同和地区の問い合わせ → 詳しくは 5ページ へ
- ・ 身元調査 → 詳しくは 7ページ へ
- ・ 差別発言・差別落書き → 詳しくは 9ページ へ



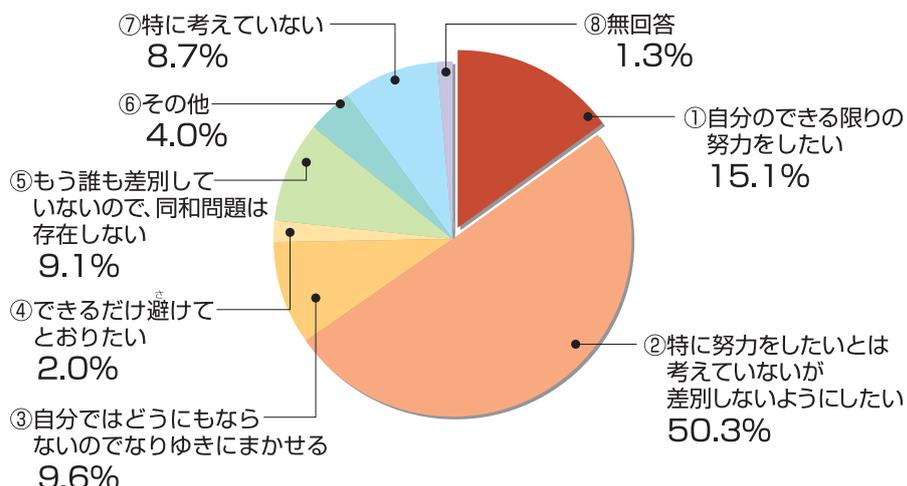
学習を 深めるために



同和問題解決に向けての思い

平成28年（2016年）の人権に関する県民意識調査の結果では、「同和問題解決に向けての思い」について、『自分のできる限りの努力をしたい』との回答は15.1%でした。私たち一人ひとりが自らの課題として捉え、解決に向けて取り組むことが必要です。

同和問題解決に向けての思い



インターネット上の差別書き込み

こんなとき
どうしますか？



- ネット上に、あなたやあなたの住んでいるところについて、悪意のある書き込みがされたらどう思いますか？

考えて
みましょう
!

～インターネットと上手に付き合うには？～

社会状況の変化

スマートフォンやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などの普及により利便性が向上し、今やインターネットは生活に欠かすことのできないものとなりました。しかし、ネット上の掲示板やSNSでは差別的な内容の書き込みも多く、同和問題に関する書き込みもみられます。こうしたことは社会的に大きな問題となっており「部落差別解消推進法」制定の背景にもなっています。

インターネット利用の危険性

このような書き込みは、顔が見えないことや匿名性を背景に、話が誇張されたり過激になったりすることがあります。また、自分勝手な思い込みで書き込みがされることもあるため、事実と違う内容もあります。差別的な内容や嘘の情報であっても一瞬で不特定多数に拡散します。さらに、書き込まれた情報は完全に削除することが難しく、その結果、同和問題を知らない人や正しく理解していない人にマイナスのイメージが植え付けられ、ひいては部落差別を助長・拡散し、誰かを傷つけることとなります。

モラルと情報リテラシー

憲法第21条では「表現の自由」が保障されていますが、何を書いても良いということではありません。

ネットの世界は架空の世界ではなく、画面の向こう側に人がいることを常に意識する必要があります。匿名性があるからこそ、私たち一人ひとりの人権意識が真に問われるのです。

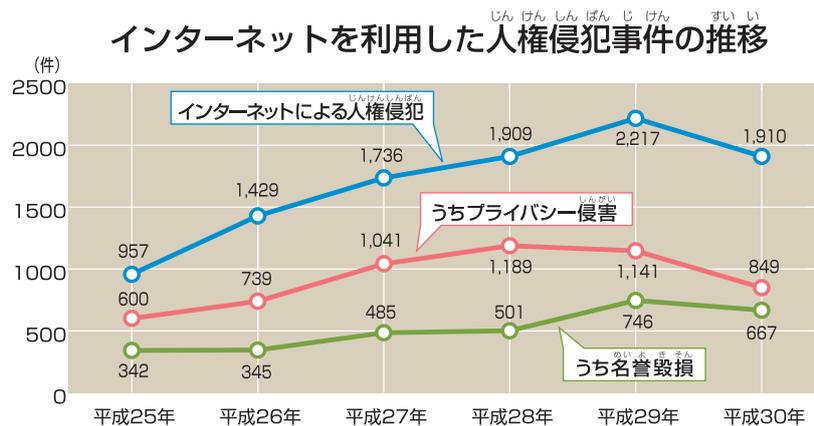
なお、たとえ匿名であっても書き込んだ人は特別な場合を除き特定することができます。

ネットを楽しく安全に利用するためには、日常生活と同様にルールやマナーを守ることが大切です。また、ネット上の様々な情報を鵜呑みにせず、自らその情報の真偽を読み解く力を身に付けることも大切です。

学習を 深めるために !

法務省が人権侵犯事件調査処理規定に基づき取り組んだ人権侵犯事件のうち、インターネットを利用した事件数は、平成29年（2018年）に2,217件と過去最高の件数となりました。

平成30年（2019年）は1,910件とやや減少しましたが、依然として少なくない状況となっています。このうち、プライバシー侵害事案は849件、名誉毀損事案が667件となっており、大きな割合を占めています。



ワンポイント 講座

インターネット上での他人への中傷や侮辱、無責任なうわさ、個人のプライバシーに関する情報の無断掲載、差別をあおったり広めたりすることにつながる情報の書き込みなどの人権侵害は、スマートフォンの普及とともに増えており、プライバシーの侵害などで慰謝料を請求されるケースがあります。

平成14年（2002年）には、権利が侵害されている情報の流通について、当該情報をプロバイダが削除しても免責される基準を明確化するとともに、権利を侵害されたとする者が発信者の情報の開示を請求できる基準などを定めたいわゆる「プロバイダ責任制限法」が施行されました。

また、通信関連業界団体においても、契約約款モデル条項の解説に国籍や出身地等を理由とした他者に対する不当な差別を助長する等の行為が、禁止事項に該当することを明記するなど、人権侵害を防止するための取り組みが行われています。

もしも、SNSや掲示板などでプライバシーの侵害や誹謗中傷の書き込みなどの人権侵害を受けた場合は、情報の発信者やサイト管理者、プロバイダなどに、書き込みを削除するよう要請することができます。削除要請に応じてもらえない場合や、削除要請の方法がわからない場合は、最寄りの法務局へ相談してください！

みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）TEL：0570-003-110（最寄りの法務局につながります）

どうわちくとあ 同和地区の問い合わせ



- なぜ、このような問い合わせをしたのでしょうか？
- あなたが問い合わせを受けたらどんな態度をとりますか？

考えて
みましょう
！

～なぜ気になるの？～

「〇〇市で同和地区はどこですか？」とか、「△△は同和地区ですか？」などの問い合わせがいまだに起きています。こうした問い合わせを行う人の意識の背景には、何があるのかみんなで考えてみましょう。

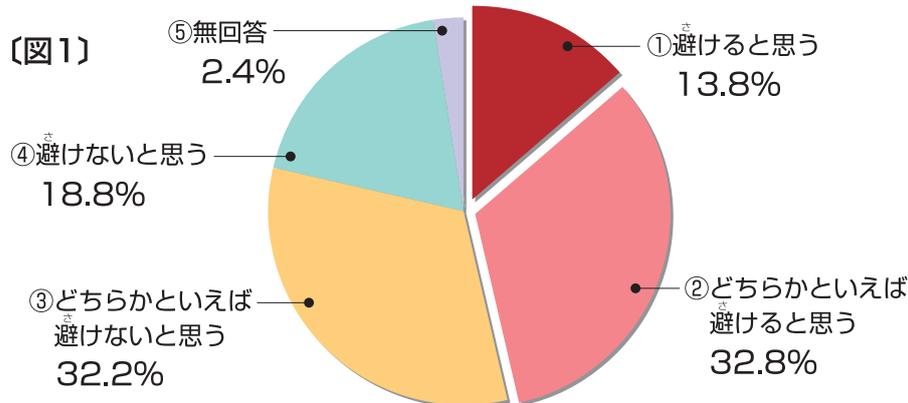
学習を
深めるために
！

平成28年（2016年）の人権に関する県民意識調査の結果では、「住宅を選ぶ際に近隣に同和地区がある」場合は、『避けると思う』と『どちらかといえば避けると思う』と答えた人の割合が半数近くありました。〔次ページ図1〕

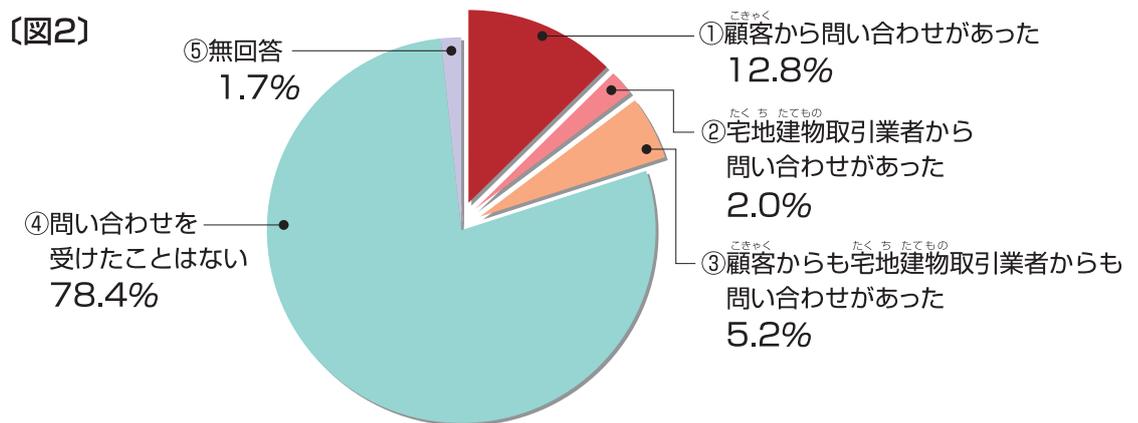
また、平成25年（2013年）に滋賀県が実施した宅地建物取引業者を対象とした調査でも、取引物件が同和地区であるかどうかの「問い合わせ」を約2割の事業者が受けたことがあると答えています。〔次ページ図2〕

こうした背景には、顧客による同和地区を避けたいという意識が今も残っていると考えられます。

住宅を選ぶ際に近隣に同和地区がある場合



取引物件が同和地区であるかどうかの問い合わせ状況



ワンポイント 講座

宅地建物取引 における指針

県および宅地建物取引業界団体では平成18年（2006年）に人権啓発指針を定め、顧客からの同和地区の問合せに答えないことは宅地建物取引業法第47条（業務に関する禁止事項）にあたらぬこと（重要事項説明義務違反にあたらぬこと）、また差別につながる不適切な広告をしないことを遵守する旨、明記しています。

同和地区関連情報をめぐる判決（平成26年(2014年)12月5日最高裁）

本県では、同和地区名などがわかる公文書の公開をめぐって訴訟となり、「同和地区の情報が広く公開されると、差別行為を助長するおそれがある。ひいては、人権意識の向上や差別行為の根絶などを目的とする人権啓発事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。」との判決が出されています。

身元調査



● あなたの身元を、知らない間に調べられていることが分かったら、どう思いますか？

考えて
みましょう
！

～身元調査はどうして差別につながるの？～

だれも「生まれる場所」を選ぶことはできません。また、「親の職業」や「家庭環境」なども選ぶことはできません。

それにもかかわらず、興信所や探偵社などを使って出身地や家族の状況などを調べ、そのことを理由に結婚に反対したり就職時に不利な取り扱いをしたりすることは許されないことです。

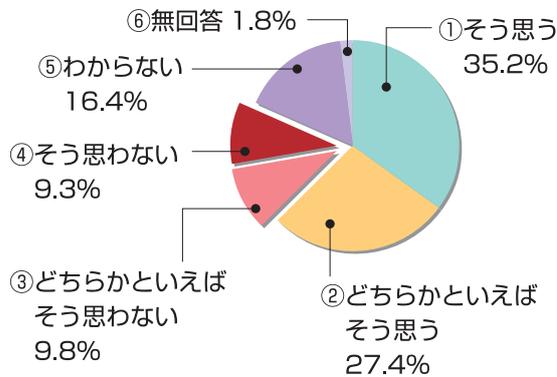
興信所などが今でもこのような身元調査をする背景には、そのような情報を求める個人の存在があります。

学習を
深めるために
！

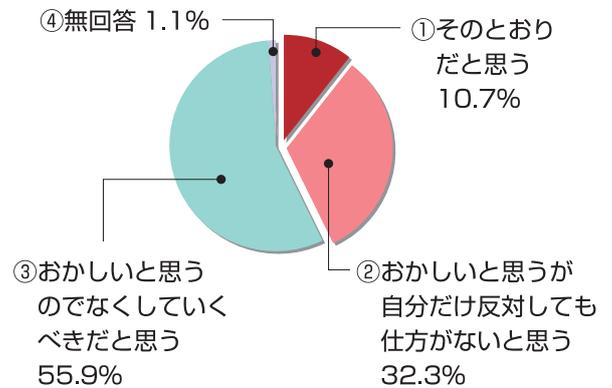
平成28年(2016年)に実施した人権に関する県民意識調査の結果では、同和問題の解決に向けた取り組みとして「身元調査をしない、させない取組を進めることが必要」との考え方に対して否定的な回答が約2割ありました。「身元調査をしない・させない」という意識の醸成が引き続き求められます。〔次ページ-図1〕

また、憲法第24条には、「婚姻は両性の合意のみに基づいて成立する」とされていますが、同調査では、「結婚の相手を決めるときに、家柄や血筋にこだわる考え方」について「そのとおりだと思う」「おかしいと思うが自分だけ反対しても仕方がないと思う」との回答が約4割強ありました。〔次ページ-図2〕

【図 1】 身元調査をしない、させない取組を進めることが必要



【図 2】 結婚の相手を決めるときに、家柄や血筋にこだわる考え方



就職は、一人ひとりの生活の安定や生きがいに関わる極めて重要な意義をもっています。採用時や入社後に、家族の状況や出身地などで差別することは、就職の機会均等・職業選択の自由や生活権の保障といった基本的人権を侵害する許されない行為です。

国および県では、応募者の基本的人権を尊重することや、適性・能力のみを基準とした公正な採用選考システムを確立するよう、事業所などに対して指導・啓発を行っています。

ワンポイント

講座

身元調査につながる 戸籍の変遷

明治5年（1872年）に戸籍（この年の干支から「壬申戸籍」と呼ばれている）が編成されました。壬申戸籍には、族称欄が設けられており、旧身分や職業などが記載された例もあり、身元調査に悪用されたため、壬申戸籍は昭和43年（1968年）に閲覧は禁止されました。

しかし、その後も戸籍自体は原則公開であったため、他人の本籍、出身地、家族構成なども知ることができました。このため、昭和51年（1976年）に、戸籍の閲覧制度は廃止され、謄本の請求も制限されるようになり、さらに平成20年（2008年）からは、戸籍の窓口での本人確認がルール化されるとともに、不正な手段による戸籍の取得には制裁の強化が図られました。

また、平成21年（2009年）以降、全国的に市町村では事前登録型本人通知制度など戸籍等の不正取得を防止するための取り組みが進められています。（詳細はP14「同和問題の解決に向けた取り組みから得た財産」参照）

部落地名総鑑事件

昭和50年（1975年）、被差別部落の地名、所在地、主な職業などが記載された差別図書を大手企業などが購入していたことが発覚しました。購入動機は採用にあたって身元調査に利用するためでした。法務省は、人権侵害事件として調査・処理し、図書を回収・処分するとともに、購入企業に指導を行いました。

しかし、その後も同様の図書がつくられるなど、重大な人権侵害が起きています。

差別発言・差別落書き



● このような会話を聞いたとき、あなたならどうしますか？

考えて
みましょう
!

～ なぜ差別発言が起こるのでしょうか？ ～

差別はいけないことだと分かっているけど、感情的になって相手を攻撃するときや見下すときに差別発言となって現れることがあります。また、意図しなくても、発した言葉によって相手の尊厳を傷つけたり、間違っただけの情報を広めることがあります。

～ なぜ差別落書きがなくなるのでしょうか？ ～

誰が書いたか分からないと思って書かれるため、今も差別落書きが発生しています。差別落書きは、一時的な感情の高ぶりや軽い気持ちによるものかも知れませんが、その行為は人として卑劣な行為です。

差別落書きは「器物損壊等」の犯罪行為（刑法第261条）になり、その内容によっては「名誉毀損罪」（刑法第230条）になります。

このような差別発言・差別落書きは、同和問題について正しく理解ができていないために、偏見や根拠のないうわさに影響されて生じた差別意識が背景になっていると考えられます。

学習を
深めるために



～ステレオタイプと偏見～



同和地区に対する差別を温存している原因の一つに「ステレオタイプ」や「偏見」と言われるものがあります。誰もが違って当たり前なのに、私たちの意識の中には、ある一定のグループに対して、決めつけたイメージを持つことがよくあります。たとえば、「女の人は機械に弱い」とか「ブラジルの人は陽気でサッカーが好きだ」などという一面的なイメージをステレオタイプと呼びます。しかし実際には、「機械に弱くない女の人」や「陽気でなく、サッカーが好きでないブラジルの人」もたくさんいるのではないのでしょうか。



人権クイズで
考えてみよう

あなたは、の中に、どんな言葉を入れますか？

・血液型が〇〇の人は、

・滋賀県の方は、

いかがでしたか。同様に、「同和地区は…」「同和地区の人は…」というようにひとくくりで考えていませんか？自分で体験したことではないのにマイナスの情報をそのまま信じ込んでしまったり、本来個人的なことであるにもかかわらず、全体がそうであるかのように思ってしまうことがあります。こうしたことが、結果として部落差別を助長・拡散することにつながります。

同和問題の解決に向けて

私たちはどうすればよいのでしょうか？

同和問題を正しく学び・人権意識を高め・自ら行動しましょう。

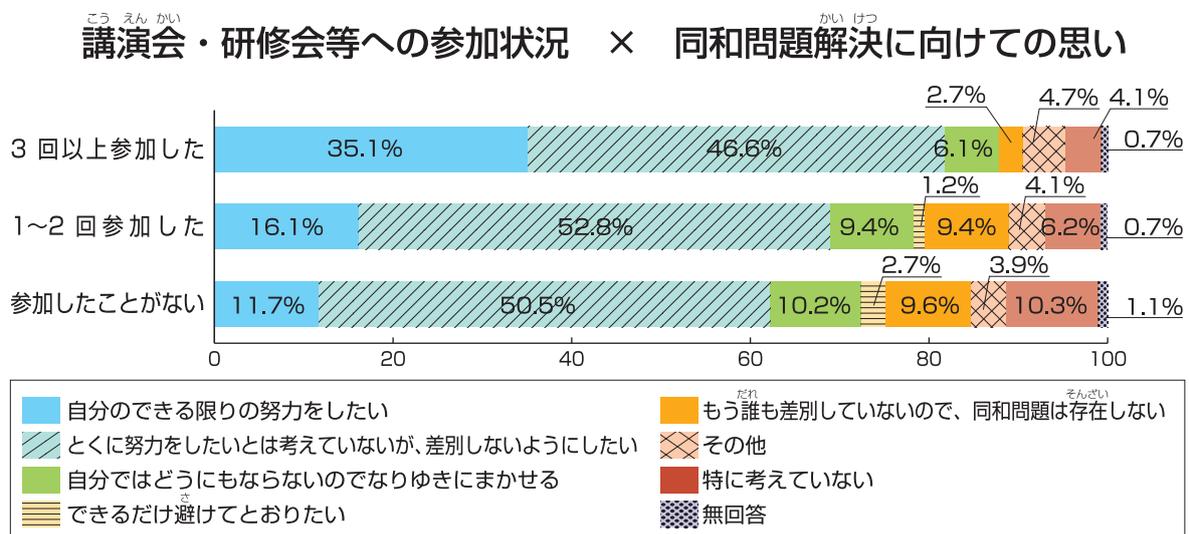
「自分は差別していない」「差別されていない」だから「自分には関係がない」そのように考えていませんか。

子どもの頃にマイナスのイメージで入ってきた意識は、大人になってもなかなか払拭できないことが多くあります。家庭や学校において、子どもたちが同和問題を正しく学ぶことが、部落差別を温存する社会意識を変える大きな力となります。

平成28年（2016年）の人権に関する県民意識調査の結果では、人権に関わる講座に参加した回数が多い人ほど、同和問題の解決に向けて「自分のできる限りの努力をしたい」と回答する割合が高くなっています。

人権に関する研修や様々な啓発イベントに参加して、自らの人権意識を高めましょう。

また、私たち一人ひとりが自らの課題として捉え、同和問題の解決に向けて主体的に行動しましょう。



次のような誤った考え方があります

同和地区の人が分散して住めば解決するのでは…



「同和地区の人たちが、固まって住んでいるから差別されるのであって、分散して住めば、同和問題は解決する」というのは、部落差別は差別される側に問題があるという誤った考え方です。すでに地区外に出ている地区出身者やその家族でも、身元調査により差別されるという現実もあります。どこに住んでも、だれもが安心して幸せに過ごせる社会をつくるのが大切です。

差別は自然になくなるので、そっとしておいたほうがよいのでは…



「同和問題のことなど口に出さず、そっとしておけば、差別は自然になくなる」というのは、差別を受けている人たちに我慢を強いるものであって、結果的に差別を温存させる誤った考え方です。あやふやな情報やうわさ話でさらに差別意識が広がってしまうことがあるからです。差別をなくすには、人権意識を高め、正しい知識を学ぶのが大切です。

もう同和問題はなくなったのでは…



同和地区の問い合わせや差別発言などが発生しているほか、インターネット上では、部落差別を助長するような内容の書き込みがみられます。

また、これまで見てきたように同和地区との関わりを避けようとする意識や同和問題に対する誤った考え方もいまだに残っています。

このような状況を踏まえ、平成28年（2016年）には、部落差別解消推進法が施行され、その第1条には、現在もなお部落差別が存在することが明記されています。

私たち一人ひとりが同和問題に対する理解を深め、差別のない社会の実現に向けて取り組むことが求められています。

えせ同和行為



考えてみましょう！

～ えせ同和行為って？～

同和問題を口実にして、同和関係団体^{かんけいだんたい}を名乗るなどして、高額^{こうがく}な図書^{きかんし}や機関誌^{きかんし}・DVDなどの購入^{こうにゅう}を迫^{せま}ったり、寄付金^{きふきん}や賛助金^{さんじょきん}などを強要^{きょうよう}したりするような行為^{こうい}を「えせ同和行為」と言います。このような行為^{こうい}は、同和問題に対する誤^{あやま}った意識^{いしき}を植え付けるもので、これまでの同和問題の解決^{かいけつ}に向けた多くの人々の取り組み^{くつがえ}を覆^{あくしつ}す悪質^{こうい}な行為^{こうい}です。

学習を深めるために！

法務省^{ほうむしょう}の「平成30年中におけるえせ同和行為実態把握^{じつたいはあく}のためのアンケート調査」によると、アンケートに回答^{こうた}した事業所^{じぎょうじょ}のうち約0.2%が、えせ同和行為^{こうい}の要求^{ようきゅう}を受けています。具体的には『機関紙^{きかんし}・図書等物品購入^{こうにゅう}の強要^{きょうよう}』が多くを占め、その手口は『執^{しつ}ように電話^{でんわ}をかけてくる』などとなっています。

ワンポイント講座

えせ同和行為^{こうい}にあったときの対応^{たいおう}は、

- 不当^{ふとう}・不法^{ふぽう}な要求^{ようきゅう}は、最初^{さいしょ}から毅然^{たいど}とした態度^{だんこ}で断固^{だんこ}拒否^{きよひ}しましょう。
- 相談^{さんだん}担当者^{たんとうしゃ}に対応^{たいおう}を任せ^{まか}せきりにしてしまうのではなく、組織^{そしき}全体^{ぜんたい}の問題^{もんだい}として対応^{たいおう}しましょう。

えせ同和行為^{こうい}に関する相談^{さんだん}は、下記^{かひ}へお問い合わせ^{おんがひ}ください。

- **みんなの人権110番** (全国共通人権相談ダイヤル) TEL : 0570-003-110 (最寄りの法務局につながります)
- **警察総合相談「県民の声110番」** TEL : 077-525-0110
- **滋賀県人権施策推進課** TEL : 077-528-3531

同和問題の解決に向けた 取り組みから得た財産

教科書の無償化

現在、小中学校の教科書は無償ですが、はじめから無償だったわけではありません。戦後も差別や貧困のため、長期欠席や不就学が多かった高知県のある同和地区で昭和36年（1961年）に起こった「教科書無償にする運動」が、憲法第26条（義務教育は無償とする）を具現化する運動に発展して全国に広がり、昭和44年（1969年）には小中学校教科書の無償化が全学年で実現しました。

統一応募用紙

就職の際の応募用紙（社用紙）には、「本籍地」「家族関係」などの記入欄がありました。しかし、就職差別につながる恐れがあるため、応募用紙を改正する動きが広まり、昭和48年（1973年）に、当時の労働省・文部省・全国高等学校長協会の協議により「全国高等学校統一応募用紙」が制定され、昭和49年（1974年）からは一般の採用選考に使うJIS規格の履歴書も改められました。

奨学金制度

昭和40年（1965年）の同和对策審議会答申において、同和地区における高校進学率の課題が指摘されました。昭和41年（1966年）には高校進学者に対する奨学金制度が整備され、経済的理由で高等学校に進学することが困難な者への修学奨励資金の給付が始まり、昭和43年（1968年）からは大学進学者にも拡大されました。その後、大学進学者については昭和57年（1982年）から、高校進学者については昭和62年（1987年）から貸与に制度が変更になりました。

平成14年（2002年）からは、同和地区に限定せず、経済的に困難な高校生などを対象に奨学金を貸与する新たな制度に移行しました。

戸籍等の取得に関する事前登録型本人通知制度

行政書士や司法書士などの資格を持つ人は、職務上請求書により本人の了解なしに戸籍の謄（抄）本などを取得することができます。このことを利用して、一部の行政書士や司法書士が、戸籍謄本などを不正に取得し、興信所に売るなどしていた事件が発覚しました。滋賀県内でも、これらの事件に関係した人物からの請求があったことが確認されました。このような戸籍等の不正取得を防止するため、平成21年（2009年）から戸籍等の取得に関する事前登録型本人通知制度※を創設する市町が出てきました。

※事前に登録した人の戸籍等を第三者や代理人に交付した場合に、その事実を本人に通知する制度

部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）

公 布：平成28年（2016年）12月16日

施 行：平成28年（2016年）12月16日

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則（略）

○衆議院法務委員会における附帯決議（平成28年11月16日）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

○参議院法務委員会における附帯決議（平成28年12月8日）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

滋賀県人権尊重の社会づくり条例

公 布：平成13年（2001年）3月28日

施 行：平成13年（2001年）4月 1日

改正施行：平成17年（2005年）1月 1日

すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳および権利について平等である。

すなわち、私たち一人ひとりには、様々な個性をもったかけがえのない存在であり、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、年齢、障害、疾病等により人権の享有を妨げられることなく、個人として尊重されなければならない。そして一人ひとりの多様性が認められ、それぞれのもつあらゆる可能性が発揮される機会が与えられなくてはならない。

同時に、私たちはこのような自由と権利を行使するに際しては、他者の自由や権利を認め合い、相互に尊重しなければならないという義務を負っている。

こうした認識に基づいて、現在および将来の世代にわたり、豊かな自然に恵まれ環境を大切にす滋賀に、人間としての尊厳が保障され、すべての人の人権が尊重される社会をつくりあげることが、私たちみんなの願いであり、また責務である。

私たち滋賀県民は、21世紀の初頭に当たり、人権が尊重される社会づくりを進めるために不断の努力を続けていくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権が尊重される社会づくりに関し、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、人権が尊重される社会づくりを推進するための基本となる事項を定めることにより、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、人権意識の高揚を図るための施策その他の人権が尊重される社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するものとする。

2 県は、人権施策の推進に当たっては、国および市町との適切な役割分担を踏まえて、これを行うとともに、必要な調整に努めるものとする。

(県民および事業者の責務)

第3条 県民および事業者は、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において、人権が尊重される社会づくりに寄与するように努めなければならない。

(人権施策基本方針)

第4条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 人権施策基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権が尊重される社会づくりの基本理念
- (2) 人権意識の高揚を図るための施策に関する事。
- (3) 相談支援体制の整備に関する事。
- (4) 人権問題における分野ごとの施策に関する事。
- (5) その他人権施策を推進するために必要な事項

3 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ滋賀県人権施策推進審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、人権施策基本方針を定めたときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、人権施策基本方針を変更する場合について準用する。

6 知事は、人権施策基本方針に関する施策の実施状況について、毎年度、滋賀県人権施策推進審議会に報告するものとする。

(人権施策基本方針との整合)

第5条 県は、県行政のあらゆる分野における施策の策定および実施に当たっては、人権施策基本方針との整合に努めるものとする。

(滋賀県人権施策推進審議会の設置)

第6条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、人権施策基本方針に関する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、人権が尊重される社会づくりに関する事項について調査審議する。

3 審議会は、人権が尊重される社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第7条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、人権に関し学識経験を有する者および県民から公募した者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

ホームページ情報

- 人権に関わる啓発資料などを掲載しておりますので、ご活用ください。

人権施策推進課

- ・ 学習教材の案内

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zinken/300329.html>



- ・ 啓発資料の貸出し

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zinken/11920.html>



人権教育課

<https://www.pref.shiga.lg.jp/edu/school/zinken/shiryou/>



- 子どものいじめや、セクシュアルハラスメントなど、人権に関わる問題で悩んでいませんか？ ひとりで悩まずに、専門の相談機関に相談してください。秘密は堅く守ります。安心してご相談ください。

人権に関する相談窓口情報

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kurashi/zinken/11701.html>



こころのいずみに
あなたのこころを
うつしてみよう



こころのいずみへ（改訂版）

平成31年(2019年)3月発行

滋賀県人権施策推進課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
TEL 077-528-3533 FAX 077-528-4852
e-mail : cf00@pref.shiga.lg.jp

大切な資源です。周りの人にも回覧していただくなど有効に活用してください。